

Weekly Report

第579号
令和2年11月30日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

教育資金等の贈与に係る非課税措置は延長？

直系尊属(父母や祖父母等)から子や孫などに、教育資金や結婚・子育て資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税措置は、来年3月末が適用期限となっており、現在、延長などが議論されています。

◆教育資金の一括贈与を1500万円まで非課税

教育資金に係る非課税措置は、直系尊属から30歳未満の受贈者(贈与する前年の合計所得金額が1千万円以下)に教育資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1500万円(学校等以外に支払う費用は500万円が限度)まで贈与税を非課税とするもので、取扱金融機関で専用口座を開設し、贈与する資金の預入等を行い管理する必要があります。

本措置では、受贈者が30歳に達した場合などに口座契約が終了となり、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合、その死亡前3年以内の本措置による贈与(平成31年3月以前の贈与は除く)は、死亡日時点での残額が相続税の課税対象となります(受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く)。

◆結婚や子育て資金は1千万まで非課税

結婚・子育て資金に係る措置は、直系尊属が20歳以上50歳未満の受贈者(贈与する前年の合計所得金額が1千万円以下)に結婚・子育て資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1千万円(結婚関係の費用は300万円が限度)まで非課税とするものです。

受贈者が50歳に達した場合など口座契約が終了となった時点での残額は贈与税の課税対象となり、契約期間中に贈与者が亡くなった場合における残額は、相続税の課税対象となります。

令和元年度における所得税の調査状況

国税庁によると、令和元事務年度(令和元年7月～2年6月)に実施された所得税の調査等の件数は、実地調査が6万件、文書や電話等による簡易な接触が37万1千件の合計43万1千件(前年度は61万1千件)となり、新型コロナの影響により大幅に減少しました。

このうち、申告漏れ等の非違があった件数は26万3千件(実地5万件、簡易21万2千件)で、把握された申告漏れ所得金額は7885億円、追徴税額は1132億円となっています。

なお、申告漏れ所得金額のうち、実地調査によるものが5640億円(1件当たり945万円)、簡易な接触が2245億円(同60万円)でした。

★★★12月のチェックポイント★★★

※年末調整で必要な「扶養控除等(異動)申告書」「保険料控除申告書」および各種所得控除を受けるための証明書類を受理し内容を確認。なお、今回は改正事項が多いので注意します。

※換気・マスクの常用・テレワーク・時差出勤など自社で可能な限りのコロナ感染対策を徹底。

※年末繁忙期に部門間で労働時間の片寄りが起きないように、業務の適切な配置を心掛けます。

※年末・年始の資金繰りを再確認し、コロナ関連公的融資を含め早めに金融機関と折衝します。